

(別紙2)

【申し合わせ事項について】

以下の理由による地域計画の変更については、事前の申し合わせ事項として協議不要として取り扱います。

(1) 農業上の利用に係る下記の事項

- ・新たな担い手や参入企業などを目標地図に位置付ける場合
- ・新たに農業用施設用地を目標地図に位置付ける場合
- ・「地域内の農業を担う者一覧」の変更に関わる事項（離農や新規就農・代替わりによる、農地利用の実質的変更を伴わない変更）

(2) 農家住宅（従業員宿舎を含む）に係る農地の転用

地域内の農業を担う者の農家住宅等については、地域農業の将来において必要となるものであると判断されるため、地域での協議を不要とします。ただし制度上、事前に地域計画の変更手続きを要するため、関係機関との協議を経て公告・縦覧手続きを行います。

※変更箇所は、「4 地域内の農業を担う者一覧」及び「5 目標地図」に係る該当地番の面積のみです。

※農振除外・転用許可手続きについては従前どおり必要となります。